

20260325 製局第 1 号  
国自技環第 2 1 9 号  
国自基第 2 1 0 号  
令和 8 年 3 月 3 1 日

一般社団法人日本自動車車体工業会会長 殿

経済産業省製造産業局  
自動車課長

経済産業省資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課長

国土交通省物流・自動車局  
技術・環境政策課長  
車両基準・国際課長

自動車の燃費性能に係る表示の実施について（依頼）

標記について、自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、もって一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進することを目的とし、自動車の燃費性能に係る表示について別記のとおり実施することとしたので、貴会関係会員及び組合員に対して周知徹底方お願いします。

なお、「自動車の燃費性能に係る表示の実施について（依頼）」（令和 5 年 1 2 月 6 日 20231102 製局第 5 号、国自技環第 1 4 0 号、国自基第 1 3 1 号）は、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって廃止します。

## 記

### 1. 表示の対象となる自動車

表示の対象となる自動車は、次の（１）から（２０）に掲げる自動車とする。

#### （１）令和 12 年度燃費基準 65%達成車

「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 25 年 3 月 1 日経済産業省・国土交通省告示第 2 号。以下「乗用車告示」という。）に規定する特定小型バスであって、当該自動車の令和 12 年度燃費基準達成・向上達成レベル（自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成 16 年 1 月 30 日国土交通省告示第 61 号。以下「燃費評価実施要領」という。）第 4 条の 5 に規定する数値をいう。以下同じ。）が 65 以上 70 未満のもの

#### （２）令和 12 年度燃費基準 70%達成車

乗用車告示に規定する特定小型バスであって、当該自動車の令和 12 年度燃費基準達成・向上達成レベルが 70 以上 75 未満のもの

#### （３）令和 12 年度燃費基準 75%達成車

乗用車告示に規定する特定小型バスであって、当該自動車の令和 12 年度燃費基準達成・向上達成レベルが 75 以上のもの

#### （４）令和 12 年度燃費基準 80%達成車

乗用車告示に規定する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車又は特定 LP ガス乗用自動車であって、当該自動車の令和 12 年度燃費基準達成・向上達成レベルが 80 以上 85 未満であり、令和 2 年度燃費基準達成・向上達成レベル（燃費評価実施要領第 4 条の 2 に規定する数値をいう。以下同じ。）が 100 以上のもの

#### （５）令和 12 年度燃費基準 85%達成車

乗用車告示に規定する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車又は特定 LP ガス乗用自動車であって、当該自動車の令和 12 年度燃費基準達成・向上達成レベルが 85 以上 90 未満であり、令和 2 年度燃費基準達成・向上達成レベルが 100 以上のもの

#### （６）令和 12 年度燃費基準 90%達成車

乗用車告示に規定する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車又は特定 LP ガス乗用自動車であって、当該自動車の令和 12 年度燃費基準達成・向上達成レベルが 90 以上 95 未満であり、令和 2 年度燃費基準達成・向上達成レベルが 100 以上のもの

(7) 令和 12 年度燃費基準 95%達成車

乗用車告示に規定する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車又は特定 LP ガス乗用自動車であって、当該自動車の令和 12 年度燃費基準達成・向上達成レベルが 95 以上 100 未満であり、令和 2 年度燃費基準達成・向上達成レベルが 100 以上のもの

(8) 令和 12 年度燃費基準達成車

乗用車告示に規定する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車又は特定 LP ガス乗用自動車であって、当該自動車の令和 12 年度燃費基準達成・向上達成レベルが 100 以上 105 未満であり、令和 2 年度燃費基準達成・向上達成レベルが 100 以上のもの

(9) 令和 12 年度燃費基準 105%達成車

乗用車告示に規定する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車又は特定 LP ガス乗用自動車であって、当該自動車の令和 12 年度燃費基準達成・向上達成レベルが 105 以上 110 未満であり、令和 2 年度燃費基準達成・向上達成レベルが 100 以上のもの

(10) 令和 12 年度燃費基準 110%達成車

乗用車告示に規定する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車又は特定 LP ガス乗用自動車であって、当該自動車の令和 12 年度燃費基準達成・向上達成レベルが 110 以上 115 未満であり、令和 2 年度燃費基準達成・向上達成レベルが 100 以上のもの

(11) 令和 12 年度燃費基準 115%達成車

乗用車告示に規定する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車又は特定 LP ガス乗用自動車であって、当該自動車の令和 12 年度燃費基準達成・向上達成レベルが 115 以上 120 未満であり、令和 2 年度燃費基準達成・向上達成レベルが 100 以上のもの

(12) 令和 12 年度燃費基準 120%達成車

乗用車告示に規定する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車又は特定 LP ガス乗用自動車であって、当該自動車の令和 12 年度燃費基準達成・向上達成レベルが 120 以上 125 未満であり、令和 2 年度燃費基準達成・向上達成レベルが 100 以上のもの

(13) 令和 12 年度燃費基準 125%達成車

乗用車告示に規定する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車又は特定 LP ガス乗用自動車であって、当該自動車の令和 12 年度燃費基準達成・向上達成レベルが 125 以上であり、令和 2 年度燃費基準達成・向上達成レベルが 100 以上のもの

(14) 令和 7 年度燃費基準達成車

乗用車告示に規定する路線バス等若しくは一般バス等又は「貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 27 年 7 月 10 日

経済産業省・国土交通省告示第1号。以下「貨物車告示」という。)に規定するトラック等若しくはトラクタであって、当該自動車の令和7年度燃費基準達成・向上達成レベル(燃費評価実施要領第4条の4に規定する数値をいう。以下同じ。)が100以上105未満のもの

(15) 令和7年度燃費基準105%達成車

乗用車告示に規定する路線バス等若しくは一般バス等又は貨物車告示に規定するトラック等若しくはトラクタであって、当該自動車の令和7年度燃費基準達成・向上達成レベルが105以上のもの

(16) 令和4年度燃費基準95%達成車

貨物車告示に規定するガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車であって、当該自動車の令和4年度燃費基準達成・向上達成レベル(燃費評価実施要領第4条の3に規定する数値をいう。以下同じ。)が95以上100未満のもの

(17) 令和4年度燃費基準達成車

貨物車告示に規定するガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車であって、当該自動車の令和4年度燃費基準達成・向上達成レベルが100以上105未満のもの

(18) 令和4年度燃費基準105%達成車

貨物車告示に規定するガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車であって、当該自動車の令和4年度燃費基準達成・向上達成レベルが105以上110未満のもの

(19) 令和4年度燃費基準110%達成車

貨物車告示に規定するガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車であって、当該自動車の令和4年度燃費基準達成・向上達成レベルが110以上115未満のもの

(20) 令和4年度燃費基準115%達成車

貨物車告示に規定するガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車であって、当該自動車の令和4年度燃費基準達成・向上達成レベルが115以上のもの

## 2. 表示方法

- (1) 次の①から⑧までに掲げる自動車の表示は、令和12年度燃費基準65%達成車にあつては別記様式1、令和12年度燃費基準70%達成車にあつては別記様式2、令和12年度燃費基準75%達成車にあつては別記様式3、令和12年度燃費基準80%達成車にあつては別記様式4、令和12年度燃費基準85%達成車にあつては別記様式5、令和12年度燃費基準90%達成車にあつては別記様式6、令和12年度燃費基準95%達成車にあつては別記様式7、令和12年度燃費基準達成車にあつては別記様式8、令和12年度燃費基準105%達成車にあつては別記様式9、令

和 12 年度燃費基準 110%達成車にあつては別記様式 10、令和 12 年度燃費基準 115%達成車にあつては別記様式 11、令和 12 年度燃費基準 120%達成車にあつては別記様式 12、令和 12 年度燃費基準 125%達成車にあつては別記様式 13、令和 7 年度燃費基準達成車にあつては別記様式 14、令和 7 年度燃費基準 105%達成車にあつては別記様式 15、令和 4 年度燃費基準 95%達成車にあつては別記様式 16、令和 4 年度燃費基準達成車にあつては別記様式 17、令和 4 年度燃費基準 105%達成車にあつては別記様式 18、令和 4 年度燃費基準 110%達成車にあつては別記様式 19、令和 4 年度燃費基準 115%達成車にあつては別記様式 20 のステッカーを当該自動車の後面ガラス（後面ガラスに貼付できない場合又は後面ガラスでは見えにくい場合は車体。）の見やすい位置に貼付又はカタログ等に当該別記様式を表示するものとする。

- ①乗用車告示に規定する特定小型バス（揮発油を燃料とするものに限る。）のうち、令和 12 年度燃費基準 65%達成車、令和 12 年度燃費基準 70%達成車又は令和 12 年度燃費基準 75%達成車であつて、かつ、低排出ガス車認定実施要領（平成 12 年 3 月 13 日運輸省告示第 103 号。以下「低排認定告示」という。）別表第 6 から別表第 8 までに掲げる平成 30 年基準排出ガス 25%低減レベル又は平成 30 年基準排出ガス 50%低減レベルに適合することについて認定を受けた自動車
- ②乗用車告示に規定する特定小型バス（軽油を燃料とするものに限る。）のうち、令和 12 年度燃費基準 65%達成車、令和 12 年度燃費基準 70%達成車又は令和 12 年度燃費基準 75%達成車であつて、かつ、平成 30 年度排出ガス規制に適合する自動車
- ③乗用車告示に規定する特定ガソリン乗用自動車及び特定 LP ガス乗用自動車のうち、令和 12 年度燃費基準 80%達成車、令和 12 年度燃費基準 85%達成車、令和 12 年度燃費基準 90%達成車、令和 12 年度燃費基準 95%達成車、令和 12 年度燃費基準達成車、令和 12 年度燃費基準 105%達成車、令和 12 年度燃費基準 110%達成車、令和 12 年度燃費基準 115%達成車、令和 12 年度燃費基準 120%達成車又は令和 12 年度燃費基準 125%達成車であつて、かつ、低排認定告示別表第 6 から別表第 8 までに掲げる平成 30 年基準排出ガス 50%低減レベルに適合することについて認定を受けた自動車
- ④乗用車告示に規定するディーゼル乗用自動車のうち、令和 12 年度燃費基準 80%達成車、令和 12 年度燃費基準 85%達成車、令和 12 年度燃費基準 90%達成車、令和 12 年度燃費基準 95%達成車、令和 12 年度燃費基準達成車、令和 12 年度燃費基準 105%達成車、令和 12 年度燃費基準 110%達成車、令和 12 年度燃費基準 115%達成車、令和 12 年度燃費基準 120%達成車又は令和 12 年度燃費基準 125%達成車であつて、かつ、平成 30 年度排出ガス規制に適合する自動車
- ⑤貨物車告示に規定するガソリン貨物自動車（車両総重量が 2.5 トンを超えるものを除く。）のうち、令和 4 年度燃費基準達成車、令和 4 年度燃費基準 105%達成車、令和 4 年度燃費基準

110%達成車又は令和 4 年度燃費基準 115%達成車であって、かつ、低排認定告示別表第 6 から別表第 8 までに掲げる平成 30 年基準排出ガス 50%低減レベルに適合することについて認定を受けた自動車

⑥貨物車告示に規定するガソリン貨物自動車（車両総重量が 2.5 トンを超えるものに限る。）のうち、令和 4 年度燃費基準 95%達成車であって、かつ、低排認定告示別表第 6 から別表第 8 までに掲げる平成 30 年基準排出ガス 50%低減レベルに適合することについて認定を受けた自動車又は令和 4 年度燃費基準達成車、令和 4 年度燃費基準 105%達成車、令和 4 年度燃費基準 110%達成車若しくは令和 4 年度燃費基準 115%達成車であって、かつ、低排認定告示別表第 6 から別表第 8 までに掲げる平成 30 年基準排出ガス 25%低減レベル若しくは平成 30 年基準排出ガス 50%低減レベルに適合することについて認定を受けた自動車

⑦貨物車告示に規定するディーゼル貨物自動車（車両総重量が 2.5 トンを超えるものに限る。）のうち、令和 4 年度燃費基準 95%達成車、令和 4 年度燃費基準達成車、令和 4 年度燃費基準 105%達成車、令和 4 年度燃費基準 110%達成車又は令和 4 年度燃費基準 115%達成車であって、かつ、平成 30 年度排出ガス規制に適合する自動車

⑧乗用車告示に規定する路線バス等若しくは一般バス等又は貨物車告示に規定するトラック等若しくはトラクタのうち、令和 7 年度燃費基準達成車又は令和 7 年度燃費基準 105%達成車であって、かつ、平成 28 年度排出ガス規制に適合する自動車

(2) 1. の自動車へ貼付するステッカーサイズは、縦 46mm×横 79mm を目安とする。ただし、乗用車告示に規定する特定小型バス（車両総重量が 2.5 トンを超えるものに限る。）、路線バス等若しくは一般バス等又は貨物車告示に規定するディーゼル貨物自動車（車両総重量が 2.5 トンを超えるものに限る。）、トラック等若しくはトラクタへ貼付するステッカーサイズは、縦横比を変えずに縦 46mm×横 79mm 以上の任意設定を可能とする。

(3) 貼付する場合は、製作工場又は販売店で行うものとする。

#### 附則

- 1 この通達は、令和 8 年 4 月 1 日より適用する。
- 2 なお、令和 8 年 4 月 30 日までは「自動車の燃費性能に係る表示の実施について（依頼）」（令和 5 年 12 月 6 日 20231102 製局第 5 号、国自技環第 140 号、国自基第 131 号）の定めによることができる。

別記様式 1



別記様式 2



別記様式 3



別記様式 4



別記様式 5



別記様式 6



別記様式 7



別記様式 8



別記様式 9



別記様式 10



別記様式 11



別記様式 12



別記様式 13



別記様式 14



別記様式 15



別記様式 16



別記様式 17



別記様式 18



別記様式 19



別記様式 20

